笛吹市と住宅金融支援機構が連携

令和7年8月版
www.flat35.com

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

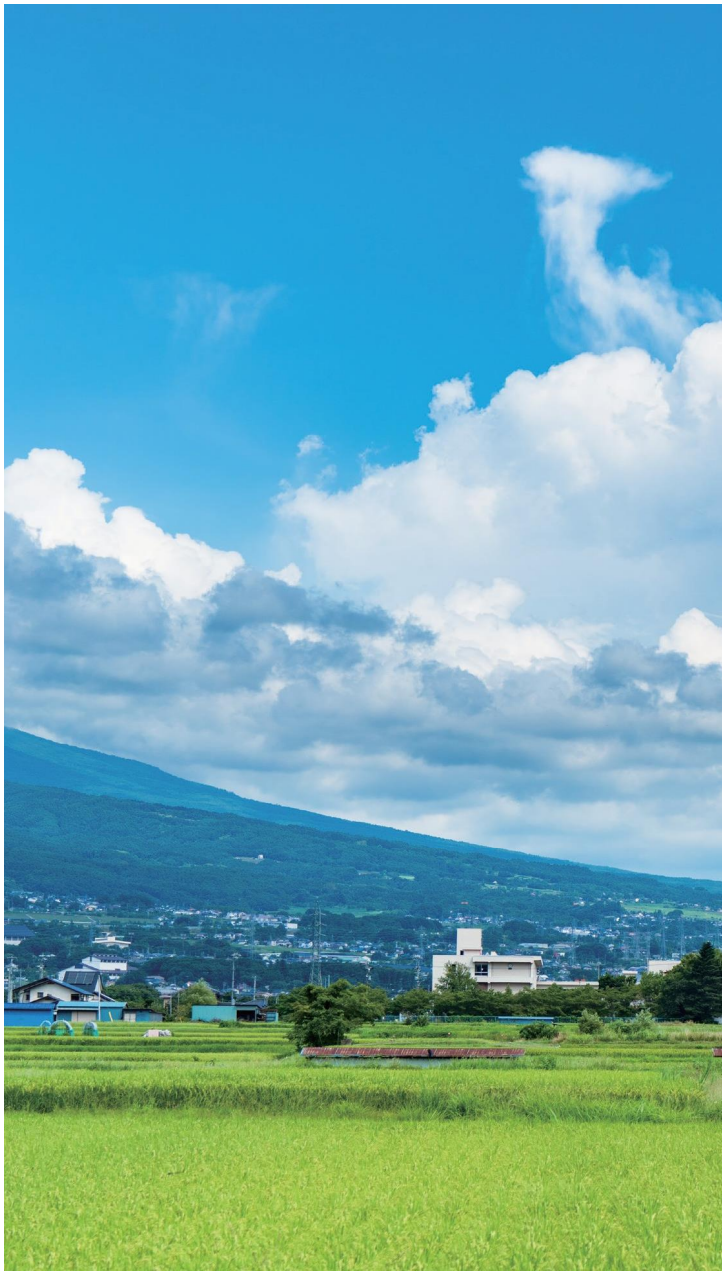

いま子育て中の方に！

空き家バンクを利用する方に！

【フラット35】地域連携型

子育て支援の場合
当初 5 年間　年0.5％金利引下げ

空き家対策の場合
当初 5 年間　年0.5％金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット３５】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

〇笛吹市子育て世帯住宅取得支援事業補助金
〇笛吹市子育て世帯住宅取得補助金
〇笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金
のご相談は

FUEFUKI CITY 笛吹市
総合政策部企画課
企画調整担当
☎ 055-261-2032

【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター
☎ 0120-0860-35（通話無料）
営業時間　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。
☎ 048-615-0420（通話料金がかかります。）

FUEFUKI CITY 笛吹市

すべては市民の幸せのために
『 ハートフルタウン・笛吹 』

― 住みたくなる街・住んで良かった街 ―
を目指して

笛吹市で利用できる
【フラット３５】地域連携型はこちら☞

FUEFUKI CITY 笛吹市

笛吹市子育て世帯住宅取得支援事業補助金

【主な要件】
・18歳以下の子ども（妊娠中を含む）を養育しており、婚姻日において夫婦とも39歳以下の世帯（※１）かつ世帯所得が500万円未満（※２）であること。
・住民基本台帳に登録し、10年以上住む予定の世帯。

【補助金額】
新築、中古、新婚世帯、子育て世帯、年齢の組み合わせにより

30万円～120万円

※１　令和２年４月１日以降に婚姻届を提出した夫婦
※２　奨学金返還中の世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

笛吹市子育て世帯住宅取得補助金

【主な要件】
・18歳以下の子ども（妊娠中を含む。）がいる世帯。
・住民基本台帳に登録し、10年以上住む予定の世帯。

【補助金額】
新築・中古住宅　30万円

笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金

【主な要件】
・笛吹市空き家バンク登録物件について、移住者が登録物件に居住するために、所有者等又は移住者が改修及び改築を行うこと。
・移住者は、山梨県外の市区町村から市内に住民票を異動した方で、笛吹市空き家バンク登録物件について、売買契約若しくは賃貸借契約を締結する方。
・補助金交付対象者が移住者の場合、当該登録物件に５年以上継続して居住することを予定していること。

【補助金額】
補助対象経費（改修等工事費及び家財処理費）の額に２分の１を乗じて得た額以内の額
（20万円を限度）

連携

【フラット35】地域連携型

子育て支援の場合
当初５年間 年0.5％金利引下げ

＜笛吹市子育て世帯住宅取得支援事業補助金＞
＜笛吹市子育て世帯住宅取得補助金＞

【主な要件】
・当該補助金を利用する者。ただし、子育て世帯住宅取得支援事業補助金を改修する場合のみで利用する場合を除く。

空き家対策の場合
当初５年間 年0.5％金利引下げ

＜笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金＞

【主な要件】
・当該補助金を利用する者。

＋

※1【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス でさらに金利引下げ
※2【フラット35】S と【フラット35】子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら

＜注意事項＞●【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地域連携型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Ｓとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット３５】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット３５】Ｓ、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）でご確認いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。●【フラット３５】Ｓ、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。●【フラット３５】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット３５】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。